

平成26年6月27日

公益財団法人元興寺文化財研究所

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に 事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

TEL : (0742) 23-1376
FAX : (0742) 27-1179
E-mail : koueki@gangoji.or.jp